

第85回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成24年4月5日（木）
招集場所	米子市役所402会議室
会議	午後1時30分
出席委員	1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄 7番 大太 年廣 8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭 13番 石橋 明広 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人（部会長）
欠席委員	14番 伊塚 定弘
事務局	仲田会長、田村事務局長、大許事務局長補佐、宅和主幹、道下主幹
日程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について イ 第2号 米子市農用地利用集積計画の決定について 5 報告事項 （1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について （2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について （4）非農地現況証明について

- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、第85回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号1番の竹谷捷昭委員と議席番号2番の船岡市秋委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者は伊塚委員です。

それでは審議に入ります。初めに、3ページの議案第1号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

4ページ、番号1の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番 (安田委員)

1番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町にある畑で、面積は42㎡です。申請者は、申請地に隣接する土地に住宅を建て、生活しておりますが、自転車等を収納する物置場が不足しています。この度、妻の義理の兄から、隣接農地の一部をわけ

てもらい、物置場を建てたいと計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号1について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号2の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（安田委員）

番号2について説明します。申請者は議案のとおりです。今日、いちばん初めにバスの中から現地を見ていただいたところで。面積は396.7㎡です。申請者は、夫婦と子供の5名で、夜見町の実家で暮らしておりますが、手狭になったため、実家に近い彦名町に自己用住宅の建築を計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあり、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号2について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号3の石井について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

3番（松林委員）

2番目にバスの中から見ていただきました、石井の要害団地の中の土地です。申請者は、現在、家族4名で陰田町の借家を借りて生活しておりますが、手狭になってきたため、妻の実家に近い石井に自己用住宅を建築しようと計画したものです。実行組

合の排水同意もありますのでよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただいま番号3について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号4の古豊千について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

15番（田邊委員）

番号4でございますが、これは、古豊千にある田で、面積は52㎡です。

申請者は、古豊千の方で建築工事業を営んでおりますが、資材置場が不足しておりまして、それで、現在の自社の資材置場に隣接する申請地を借り受け、資材置場を拡張しようと計画されたものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただいま番号4について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、5ページ、番号5の尾高について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（尾坂委員）

先ほど、現地調査をしました5番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、尾高の城園ハイツ内にある畑で、面積は992㎡です。申請者は、家族の生活を安定させるため、祖母の土地を借りて、アパート経営を始めようとして計画したものです。

隣接に農地も無く、排水についても問題ありません。

申請地は、水道管・下水道管の埋設された道路に面し、500m 以内に 2 ヶ所以上の医療機関がある農地であるため、第 3 種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号 5 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号 6 の尾高について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6 番（尾坂委員）

6 番の議案について説明します。これも、先ほど現地調査をしていただいた所です。申請者は議案のとおりです。申請地は、尾高の城園ハイツ内にある畑で、面積は 661.93 m²です。

申請者は、家族の生活を安定させるため、祖母の土地を借りて、アパート経営を始めようと計画したものです。

隣接に農地も無く、排水についても問題ありません。

申請地は、水道管・下水道管の埋設された道路に面し、500m 以内に 2 ヶ所以上の医療機関がある農地であるため、第 3 種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号 6 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、6 ページ、議案第 2 号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、決定を求めます。

7 ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が78件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議長 (松原委員)

そういたしますと、番号4-1について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、140筆 195,975㎡、畑に関するものが、32筆 23,774㎡、ございます。

番号4-1は、再設定でございます。

議長 (松原委員)

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、決定といたします。

番号4-1の審議を終了しましたので、〇〇委員の着席を求めます。

(〇〇委員着席)

議長 (松原委員)

それでは、9ページ、利用権設定各筆明細について、番号4-2から、32ページ、番号4-78までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号4-2から番号4-3までは、再設定でございます。

番号4-4は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、319aとなっております。

番号 4-5 から番号 4-6 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、210 a となっております。

番号 4-7 から番号 4-18 までは、再設定でございます。

番号 4-19 から番号 4-20 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、103 a となっております。

番号 4-21 は、再設定でございます。

番号 4-22 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、881 a となっております。

番号 4-23 は、再設定でございます。

番号 4-24 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、146 a となっております。

番号 4-25 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、57 a となっております。

番号 4-26 から番号 4-30 までは、再設定でございます。

番号 4-31 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、735 a となっております。

番号 4-32 から番号 4-33 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、69 a となっております。

番号 4-33 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、69 a となっております。

番号 4-34 から番号 4-35 までは、再設定でございます。

番号 4-36 から番号 4-48 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、2,404 a となっております。

番号 4-49 から番号 4-55 までは、再設定でございます。

番号 4-56 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、476 a となっております。

番号 4-57 から番号 4-60 までは、再設定でございます。

番号 4-61 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借りです。経営面積は、377 a となっております。

番号 4-62 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、448 a となっております。

番号 4-63 は、再設定でございます。

番号 4-64 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、83 a となっております。

番号 4-65 から番号 4-78 までは、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。

番号 4-65 の借り人の設定後の経営面積は 119 a となっております。

番号 4-66 の借り人の設定後の経営面積は 278 a となっております。

番号 4-67 の借り人の設定後の経営面積は 51 a となっております。

番号 4-68 から番号 4-78 の借り人の設定後の経営面積は 2,404 a となっております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から番 4-2 から番号 4-78 まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

34 ページ、（1）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 32 の 1 件を受理しております。

続きまして、35 ページ、（2）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 65 から番号 70 までの 6 件を受理しております。

続きまして、38 ページ、（3）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 48 から番号 53 の 6 件を受理しています。

続きまして、39 ページ、（4）非農地現況証明について、番号 22 から番号 24 の 3 件を証明しています。

続きまして、40 ページ、（5）農地転用現況確認書交付について、番号 39 から番号 46 の 8 件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと報告させていただきます。先月、当農地部会でご審議いただきました、4 条彦名町の住宅 1 件、5 条佐陀の工事用進入路、河岡のデイサービスの 2 件、合計 3 件は、すべて諮問どおり許可になりました。そして別紙、みなさん方のお手

元に資料が配ってありますが、鳥取県農業委員会系統組織運営規定（案）及び「農地を守り活かす全県運動」に関する特別決議（案）という別紙がございますが、農業会議でこういう決議がされました。なお、これらに関する運動の詳細につきましては、これからまた、あろうかと思いますが、ただ、決議まででございました。私からは、以上です。

議長（松原委員）

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

17番（高西委員）

意見はないが、取決めばかりで、実際、行動が伴うかと思って心配している。

議長（松原委員）

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

17番（高西委員）

ちょっと、建議の回答書が、今、見ているけれども、事務局、貰ってみなただけど、どげした。この、毎年、言うように、文書ばかり書いて行動が伴っていないのと違うかいな。実際問題、当初予算に考えていることがことにならんのか。

事務局（田村事務局長）

最初の方、農地利用集積円滑化事業については、以前から委員会の方、県とか農林課とか一緒になって、個人情報の問題を出るだけ早くクリアしながら集積に努めていきたい。具体的な方策が出てないので、こういう回答になってしまっている。耕作放棄地の解消対策ということで大型農機具のリース制度ですけれども、ちょっとまだ対象自体がJAに入ったばかりで云々となってますが、利用方法とか料金とか具体的なものが、まだ出ておりませんので、農林課の方と確認しながら委員さんにご相談させていただきたい。具体的に農地対策云々となってますが、言葉だけで実効性があるかどうかは疑問のところがあると思っています。

17番（高西委員）

一番大事な事は、毎年のことだが、回答してもらって後、何も無いわな。あの、もちろん市の市長、はじめ農林部長、担当、みんな、受けてもらってから1年たって、また建議が出る。意味がないと思う。行政の仕事というものは、やっぱり予算的な裏づけがないと仕事が出来ないと思う。その辺がどうなっているのか。農業委員会ばかりでないが、私は結構いろいろな地区の

世話をさせてもらっているものだから、必ず、当初予算にお願いするように、まあ、予算を、来年度の予算を考えられるときに、市の幹部連中や担当者と交渉して、そして今度は終わったときに、まあ、どうであったか確認する。やっぱりそういうことが大事だと思う。ただ、建議をして、そげして、役員さんが、回答を受け、それで終わってしまう。それでなくてさえ、現場が分からない市長に、どげって言うか。まあ、いろいろな問題がある中でその辺はお互いよく考えて、当局に言って農家の立場に立って、行政に協力してもらうものはしてもらおう。農協にも協力してもらって考えていかなければならないと思う。これは、裏を返せば、こういうことだ。あの、広報特別部会のときに4月のときに、今日は広報に載っているが。4月と10月にしか、出さないのに、10月に建議の回答をするのかと。それで事務局に農林課長を呼んで来いと。そしたら、どういうことだと聞いた。議会があってどうのこうのといっって、間に合わないというから、間に合わないなら、間に合わないでいい、間に合わないものを無理に作らなくていいと。その代わり、そのことをきちんと広報に載せると。こうこうこうで出来なかったと、それでもいいかと。そうしたら、考えさせてくれという、何日までにどうすると考えて来いと。事務局の方も心配していたが、持ってきた結果がこれ、その程度だ。そりゃあ、建議したことが、こげなもんで、書いてだで、回答だなんて、おかしいと思う。ただ、恒例でしておけばよい程度でないかと考える。会長、どう思われる。

仲田会長

まあもちろん、これまで我々もその場限りで終わった経緯もある。これからは、またフォローアップしていかなければならないと思っている。

17番（高西委員）

経済部長も変わったことだし、今日の会議の前に1時過ぎから経済部長と課長と会ってきたが、もうちょっと勉強してもらわないけんし、もうちょっと、農家の目線に立ったなにをせんといけん。そげして、今日もいうが、何かというをやたらと個人情報だという。個人情報ということをお願いにしている。その中でどうしたらいいかということ、もう少し前向きになにせないかん。事務局そのへんだわいな。

事務局（田村事務局長）

まあ、今、言われましたように、建議の内容、回答については、検証できるような体制をつくりたい。

17番（高西委員）

そげしてみて、年に何回か接触をもって、そして、チェックして、いけんところは言うような機会を作れ。

事務局（田村事務局長）

予算化に間にあうように、建議を早くしたい。

議長（松原委員）

まあ、これからの期待して、今後、建議等考えて、事務局、委員、市長、農林課、経済部いろいろなところに対応を求めて、これから実のある建議をしていただきたいと思います。そういたしますと、ほかに何かございませんか。ないようでしたら、事務局より事務連絡があれば説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

そういたします4月の部会連絡事項をご覧いただきたいと思います。

高西委員さんからいろいろな意見が出ました建議の回答についてですが、3月19日、仲田会長外役員5名で受け取りました。

建議の回答を受取るとともに、委員さんから市長、経済部長、農林課長にタバコの廃作の問題などの農業の情勢について意見を述べられております。

次に、農業委員会の適正な事務実施についてということで、資料の方、別紙様式1、別紙様式2をお配りしておりますが、「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」が別紙様式1でございます。これは昨年の総会で23年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画を承認いただいたわけですが、その計画を点検・評価をして、これを地域の農業者等からの意見を公民館での縦覧、米子市ホームページなどで意見を募り、そして再度評価・点検をするといった流れになっております。

今回これをみていただきますのは、どこの農業委員会もそうですが、作った計画に対して評価をしてそれを公表するといったところで、4月に公民館での縦覧、ホームページなどで意見募集をしたいということで事前に農業委員さんにお配りをしたものでございます。

一ヶ月ほど意見募集をいたしまして5月に意見の取りまとめをいたしまして、再度この計画を叩きなおすところがあれば、そういった意見を聞きながら、役員会で協議し、5月の総会でこれを決定したいと考えております。

23年度の点検・評価と続きまして24年度の活動計画も併せて策定することになっておりますので、これも併せて地域の方

からの意見を募集したいというふうに考えております。

次に配布資料についてでございます。

平成24年度の農地部会・農政振興部会開催計画、米子市農業委員会会報（No14）、農用地利用改善団体等に関する実態調査（要旨）、鳥取県農業委員会系統組織運営規定（案）及び「農地を守り活かす全県運動」に関する特別決議（案）、農業者年金加入推進事例集、鳥取県農業会議情報（第24号）を配布しております。以上です。

17番（高西委員）

ちょっと、聞いて見る。この、公民館に掲示して意見を求めているが、こんなもん公民館で掲示して意見が出てくるか。

事務局（大許事務局長補佐）

米子市のホームページにも掲載します。

17番（高西委員）

百姓のようなおっさんがホームページを見るか。若い人ならわからんけれども。現実問題として、どげだ。ただ、公民館等に掲示せないけんけんしており、意見があってもなくてもいいけん、したしたということとは違うかや。

議長（松原委員）

いろいろ意見がでておりますが、ほかに、何かございませんか。ないようですので、これを持ちまして、第85回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時40分